

祇園会神輿駕輿丁と今宮神人

——室町・戦国期における——

河内 将芳

はじめに

鎌倉時代末期から南北朝時代にかけて、京都の祇園会は、神輿渡御と山鉾巡行というふたつの要素をもつ祭礼となった。このうち、祭礼がはじめられた平安時代よりつづけられてきたのが、神輿渡御である。したがって、祇園会という祭礼の中心をなすものとは、本来、山鉾巡行のほうではなく、神輿渡御のほうであった。

その神輿渡御には、今も昔も三基の神輿が関係する。中世の呼び名でいえば、大宮・八王子・少将井という神輿である。この三基の神輿が、旧暦の六月七日の夕刻、祇園社をでて、大宮・八王子の二基の神輿が大政所御旅所へ、そして、残る一基、少将井が少将井御旅所へ移動する。

これが神幸と呼ばれるもので、三基の神輿、つまり三柱の神々は、おのおのの御旅所で七日間、滞在することになる。そして、七日後の六月一四日の夕刻、ふたたび御旅所をでて、祇園社へもどるが、これを還幸といい、この還幸とさきの神幸をあわせて神輿渡御と呼んだ。

ちなみに、中世では、神幸のことを「神輿迎」といい、還幸のことを「祇園会」「祇園御霊会」と呼んだ。つまり、中世では、祇園会といえは、ながく旧暦六月一四日におこなわれた還幸のことを意味したのである。

ところで、あたりまえのことだが、神輿は、みずからの力で移動することはない。これを昇ぐ人びとがいて、はじめて移動が可能となるわけ

だが、このような人びとのことを駕輿丁（史料では、駕与丁、加与丁とでてくる）といった。ところが、これほど有名な祭礼にもかかわらず、中世の段階で、どのような人びとが神輿を昇いでいたのか、つまり駕輿丁の実態というのは、よくわかっていない。

それでは、近世、江戸時代ではどうだったのかというと、天和三年（二六八三）に祇園社が京都町奉行に提出した口上書^①をみると、八王子と少将井の二基の神輿については、「両基之駕輿丁者、洛中某之町々^ニ御定被為置候」と記されており、きめられた町々が担当していたことがわかる。

そして、その町々というのは、これから約一〇年後の元禄八年（二六九五）に、祇園執行が同じく京都町奉行に提出した口上書^②にみられる、「一基之神輿駕輿丁役之町、於洛中烏丸通、二軒半敷室町通、薬師町、御池町、西洞院^{（綾小路、下ル町、三條通、松本、油小路、石井筒町、合拾町、此外寄町御座候）」^ニというのに相当しよう。}

このように、江戸時代の駕輿丁については、おぼろげながらも、そのようすをうかがうことができるが、それが中世までさかのぼることができるのかというとさだかではない。残念ながら、中世の史料のなかには、右のような内容を示すものがみつからないからである。

一方、三基のうち、残された大宮については、どのようであったのかというと、天和三年の口上書では、「大宮殿之駕輿丁神人者、禁中御厨

子所供御之役人、摂津国今宮村惣中を此駕輿丁役人^二被附、諸役全被御免許候より已来、前代足利殿之末之世より 御当家^三迄、京都御所司御交代之度々、弥諸役御免許、可致専神役之旨御下知状頂戴仕候」と記されており、ほかの二基の駕輿丁とは異なり、洛中の町々の住人ではなく、祇園会とはおよそ無縁のように思われる、遠く摂津国の今宮村の住人が駕輿丁だったことがわかる。

しかも、彼らは、「禁中御厨子所」の「供御之役人」（供御人）という、中世以来の由緒をもっていたために、「足利殿之末之世」^四 戦国時代より、「諸役御免許」の特権をうけ、それは、「御当家」^五 江戸幕府の時代になってもかわらず、「京都御所司」^六 所司代が交代することに、その特権を認める旨の「下知状」もあたえられてきたという。

一見すると、それが本当のことなのかどうか、見当もつかないような内容ではあるが、結論からいうと、これらはすべて史料によって確認することができる。つまり、三基の神輿のうち、大宮は、中世以来、近世、そして慶応四年（一八六八）にいたるまで、摂津国今宮の人びと、史料では、今宮神人と呼ばれる人びとによって昇がれつづけてきたのであった。

本稿では、この祇園会神輿駕輿丁としての今宮神人について、検討を加えてみたいと思うが、しかしながら、この今宮神人については、実は、商業史の観点からの豊田武氏による研究^③がすでに知られている。また、近年でも、漁業史の観点からの春田直紀氏による研究^④も公にされている。

したがって、今宮神人について、ことさら新しいことを論じるというのはむずかしそうではあるが、ただ、豊田・春田の両氏の研究においても、共通して問題とすべき点がみられる。それは、今宮神人が毎年のように駕輿丁としてかわりをもちつづけた祇園会の実態にそくして議論がなされてこなかったという点である。その結果、両氏の研究ともに、

室町・戦国時代の状況にほとんど段階差をみないという傾向がみられることとなった。

しかしながら、今宮神人の活動舞台が、応仁・文明の乱の主戦場となつた京都であり、しかも、応仁・文明の乱によって祇園会が三三年間にわたつて停止に追いこまれたという事実がある以上、なんらかの変化がおこらなかつたと考えるほうが不自然であろう。

そこで、本稿では、これまで筆者が少しづつ検討を加えてきた、中世祇園会の実態に関する基礎的な事実^⑤を踏まえつつ、これまでの研究があまりにこなかつた、今宮神人の実態にせまりたいと思う。そして、あわせて今宮神人にとつての祇園会や駕輿丁の意味合いについてもあらためて考えてみたいと思う。

一 祇園会神輿駕輿丁

(1) 駕輿丁と喧嘩

さきにも述べたように、駕輿丁とは、神輿を昇ぐ人びとのことを意味するが、それでは、今宮神人が、たとえば、何人で、またどのようにして大宮を昇いでいたのかというと、実は、このようなもつとも基本的なことを教えてくれる史料も中世では残されていない。

この点、近世中後期頃、今宮村で記されたと思われる史料^⑥には、「一、祇園大宮駕輿丁神人^二付、毎年六月朔日より潔斎・清浄・別火^三相改、同六月七日神輿出御之節、神人四拾八人・当役之者式人相添相勤、同十四日神輿還御之節、神人六拾八人当役之者式人付添、上京仕、古例之通相勤来候」とみえ、近世では、今宮村から、六月七日の「神輿出御」^四 神幸のときには四八人が、また、六月一四日の「神輿還御」^五 還幸のと

きには六八人が、駕輿丁として京都へやってきていたことがわかる。これと同じようなことは、『撰津名所図会』巻三の「廣田社」の項にもみえるから、近世では、よく知られた事実だったのだろう。

ここにみえるようなことが、もし記されているように、「古例」であれば、中世の状況も推しはかることができるのだが、それを裏づける史料がないのでなんともいえない。ただ、神輿の大きさが、中世と近世とでさほどの変化がなかったと考えることができるならば、ひとつのめやすにはなるだろう。

それでは、かりに大宮を昇ぐ今宮神人が五〇人前後いたとして、具体的にはどのように神輿を昇いでいたのであろうか。もちろん、この点についても、そのことを示してくれるような中世の史料は残されていない。

そこで、ここでは、祭礼の最中に駕輿丁がまきこまれた事件を手がかりに、神輿を昇ぐようすについてみてゆくことにしよう。その事件とは、すなわち喧嘩である。

実は、室町・戦国時代の祇園会にかかわる史料をみると、喧嘩に関する記事にしばしば遭遇する。管見のかぎり、そのような喧嘩の史料を集めて一覧表にしたのが表1であるが、これをみてもわかるように、ほとんどといってよいほどに喧嘩相手の一方として駕輿丁のすがたがあったことがわかる。

現在の祇園会のイメージとはだいぶ異なり、中世の祇園会は、かなり荒々しい祭礼であったことがうかがえるが、実際、「殺害」「死人」「手負」「被疵者」という文字がならんでいることからわかるように、このような喧嘩では、多数の怪我人や死者もでた。

たとえば、応永三四年（一四二七）六月一四日におこった喧嘩を、醍醐三宝院門跡満濟の日記『満濟准后日記』^⑧は、つぎのように伝えている。

神輿還御後、於祇園大門前、少将院駕輿丁ト宮仕ト喧嘩、宮仕ハ纒三十人許云々、仍犬神人ヲ相憑間、合力云々、駕輿丁ハ二百人許云々、公方小舎人・雑色、少将院御輿為警固供奉間、彼駕輿丁ヲ又彼等合力、半時計戦、両方死人在之、手負不知数云々、

喧嘩がおこった現場は、祇園社大門（南門）の前、無事、還幸が終わって一安心といったところで、少将井（少将院）の駕輿丁と祇園社につかえる宮仕^⑨とが喧嘩をはじめた。このとき、宮仕のほうは三〇人ほどしかいなかったため、神輿渡御の先導をつとめる犬神人に合力をたのんだことがわかるが、それもそのはず、相手方の駕輿丁は、二〇〇人ほどだった。

この二〇〇人すべてが少将井駕輿丁であったのか、それとも残る大宮・八王子の駕輿丁を含めた数だったのかについてはこれだけではわからないが、駕輿丁のほうも、神輿渡御の警固にあたっていた、室町幕府侍所に属する小舎人・雑色に合力をたのんだため、喧嘩は、「半時」ばかりにおよぶ戦いに発展、結局、数知れずの「手負」ばかりか、「死人」までだすことになってしまった。

ここに登場してくるものたちは、いずれも神輿渡御に供奉するものばかり、つまりは関係者同士であったということがわかるが、それがどのようなきっかけで喧嘩になってしまったのかについてはさだかではない。しかし、ひとたび喧嘩がおこると、大騒動へと発展してしまうということがここからはうかがえよう。

ところで、今回の喧嘩では、駕輿丁と小舎人・雑色とが手を組んで宮仕・犬神人と戦うことになったが、もちろん、この組み合わせは、ときによりさまざまとなる。

実際、永享三年（一四三一）六月一四日におこった喧嘩などでは、応永三四年のときには手を組んでいた、駕輿丁と小舎人・雑色とが喧嘩を

表1 室町・戦国期祇園会における喧嘩一覧(付、神輿の状況)

西暦	年	月日	喧嘩地点	双方の喧嘩相手	備考1 (人的被害の状況、抄出)	備考2 (神輿の状況、抄出)	典拠
1364	貞治3年	6月7日	二条東洞院	少将井神人等(宮主法師)与武家小舍人(小舍人雑色)	神人一人殺害	神輿振衰死人許、血染付、所司代以被管奉昇御旅、召出巫女奉入	師守記・東寺執行日記
		6月14日	三条油小路	田楽与犬神人	田楽一人殺害	二基神輿不撒死人、成申御行、待所所司代土倉勢帶甲冑、若党奉昇神輿	師守記
1365	貞治4年	6月14日				少将井神輿觸穢之上者、尤奉新造之廻、不能其沙汰還御	東寺執行日記
1420	応永27年	6月14日	祇園社内	少将井駕輿丁、右方(少将井御旅所) 神主供奉之宮仕	宮仕死去	少将井神輿為武家沙汰、仰穢多奉昇	師守記
			不明	宮仕・駕輿丁	喧嘩出来、駕輿丁數多刃傷被殺害		八坂神社文書244
1427	応永34年	6月14日	祇園大門前	少将井駕輿丁ト宮仕	両方死人在之、手負不知數		看聞日記
1431	永享3年	6月14日	河原 (四条河原)	祇園駕輿丁与小舍人雑色	両方手負數十人在之	御輿一社捨置河原間、小舍人雑色等下部并当藏内者共三四百人奉昇之、神輿不上御、仍祇園大門マテ奉引	満濟准后日記
1439	永享11年	6月14日	四条河原	少将井駕輿丁与公人(警固輩)	駕輿丁被疵者有之		満濟准后日記
			四条橋辺	駕輿丁与警固輩			師守記
			三条高倉山名棧敷前				建内記
1442	嘉吉2年	6月14日	於山名金吾棧敷(三条東洞院) 前	少将井駕輿丁等与山名被官人	駕輿丁之内刃傷・殺害者有之	奉射立箭於神輿	管見記
						矢二筋立神輿	師守記
1443	嘉吉3年	6月14日				駕輿丁等棄神輿退散之間、待所被管人・見物輩奉昇之、奉成還御	師守記
1444	文安元年	6月7日	四条東洞院	大政所(大宮) 駕輿丁与少将井駕輿丁	駕輿丁四人被切殺、被疵者多、山名方者共被疵	駕輿丁等迷失、待所(佐々木京極) 令下知小舍人雑色等、以甲乙人、押而令昇入神輿於祇園社、死人之流血懸少将井神輿	康富記
1446	文安3年	6月14日	路次	大政所(大宮) 駕輿丁与師(柳) 子舞	駕輿丁等喧嘩、死人・被疵等有之	駕輿丁等喧嘩、死人・被疵等有之	建内記
						死者三人、手負少々	師守記
1447	文安4年	6月14日	三条万里小路		師子切駕輿丁	駕輿丁不昇神輿致訴訟、仍遅々	師守記
			所々		師子大宮駕輿丁ハマクリウリヲ切ル	三條大宮二御輿ヲササヘテ訴訟申	祇園社記13
1448	文安5年	6月7日	四条東洞院		少将井駕輿丁等喧嘩、喧嘩		建内記
1450	宝徳2年	6月14日	祇園大路	官仕与駕輿丁	船舳等警固喧嘩、死人・被疵者等有之		師守記
1451	享徳3年	6月14日	四條道場前	駕輿丁与河原者	被疵者數多		康富記
1453	享徳2年	6月14日	冷泉東洞院	少将井駕輿丁与山名被官人	河原者家等令放火	駕輿丁奉棄御輿於路次之間、待所京極宿駕輿丁等奉成神輿	師守記
1455	享徳4年	6月14日	神幸路次		駕輿丁被疵者多		師守記
1459	長祿3年	6月7日	不明	大宮駕輿丁与犬神人	喧嘩出来	四條京極辺、御輿御逗留、翌朝還御	師守記
1464	寛正5年	6月7日	所々	祇園会駕輿丁与社人	犬神人等申懸空言		祇園社記続録1
1500	明応9年	6月14日	不明		喧嘩出来、數刻間諺、被疵・被死數十人、不知其數	八坂神社文書248・経覚私要鈔	後慈眼院殿御記
1507	永正4年	6月7日	三条室町と烏丸間		少将井神輿喧嘩	御輿奉振棄	八坂神社文書274・191・275
1510	永正7年	6月7日	不明 (及晚御輿渡)		有小喧嘩事、兩被官被打擲之間、令切腹	奉射付矢於御輿	実隆公記
1552	天文21年	6月7日	不明		喧嘩出来、雑色一人手籠		言継御記

したということ、『満濟准后日記』は伝えているからである。

於河原、祇園駕輿丁与小舎人・雑色喧嘩出来、両方手負數十人在之云々、仍御輿一社捨置河原間、小舎^{人脱カ}・雑色等下部并当職内者共三四百人奉昇之、神輿不上御、仍祇園大門マテ奉引云々、

今回も現場が、「河原」＝四条河原ということなので、これまた還幸の終わる直前のできごとであったことがわかる。しかも、このとき、駕輿丁は、その場で神輿を昇ぐことをやめてしまったため、「御輿一社」が河原に捨て置かれることになった。

しかし、神輿が祇園社にもどらないと祇園会自体も終わることができない。ここでは、やむなく喧嘩相手だった小舎人・雑色とかれらの属する「当職」＝侍所頭人、赤松満祐の内者たち三、四〇〇人が集まって移動させた。

もつとも、神輿をあげることができず、祇園社大門まで引いていったとされているので、三、四〇〇人では人数が少なかったのか、あるいは、神輿は駕輿丁でないと、祇園社へもどすことができなかつたということがあつたのかもしれない。右の記事だけではなんともいえないが、おそらく後者だったのでないかと考えられる。

このような喧嘩は、もちろん神輿渡御に供奉するもの同士ばかりでおこつたわけではない。見物人とのあいだでも、喧嘩がおこっているからである。

たとえば、嘉吉二年（一四四二）六月一四日におこつた喧嘩というのは、中原康富の日記『康富記』^⑩によれば、「神幸時、於山名^{持世}金吾^{三系東}棧敷^{洞院}敷^{三系東}前、少将井駕輿丁等与山名被官人及喧嘩、駕輿丁四人被切殺、被疵者多云々、山名方者共被疵云々、依之棄置神輿、駕輿丁等逃失、然間、山名方早令退出棧敷間、侍所^{佐々木}令下知小舎人・雑色等、以甲乙人、押而令昇入神輿於祇園社之間、属無為分也云々」というものであつた。

祇園会神輿駕輿丁と今宮神人

今回の場合は、同じ還幸でも、三条東洞院に設けられた山名持豊の棧敷の前が現場となつたので、これまでよりも、祇園社へは若干距離のある途中ということになるが、相手が相手だけに、少将井駕輿丁は「四人」も切り殺されている。

もつとも、山名方のほうも疵をこうむるものがいたようだから、駕輿丁もやられているばかりではなかつた。そして、例により、神輿は捨て置かれたため、ここでも侍所頭人京極持清が小舎人・雑色に命じて、「甲乙人」、別の史料では、「見物輩等」^⑪をもつて、神輿は祇園社へもどされることとなつた。

(2) 大宮駕輿丁と訴訟

ところで、ここまでみてきた喧嘩の相手方としての駕輿丁は、不思議とその多くが少将井駕輿丁であつたが、文安三年（一四四六）になると、大宮駕輿丁のすがたもみられるようになる。しかも、今回は、駕輿丁同士の喧嘩であつた。

神幸之時、於四条東洞院、大政所駕与丁与少将井駕与丁喧嘩出来、死者三人、手負少々有之云々、

右の記事は、中原師郷の日記『師郷記』六月七日条のものであるが、大宮駕輿丁と少将井駕輿丁による今回の喧嘩は、還幸ではなく、神幸のときであつたという点が特徴的である。しかも、現場が四条東洞院であつたということから、少将井の神輿が北へと道筋をかえる分岐点であつたこともわかる。

分岐点を通る順序をめぐる問題がおこつたのだろうか、その理由まではさだかではないが、このときの喧嘩はよほどのしこりを残したらしく、幕府は、七日後の還幸のときに喧嘩が再燃することをおそれ、「所

司代」にあてて、「祇園会駕輿丁等、於三条大宮可散先日鬱憤之旨令風聞云々、事実者、太不可然、所詮、至以前喧嘩者、追而可被札明上者、一同不慮儀申出輩者、先以可被処罪科之旨」の幕府奉行人連署奉書をだしている。

ここにみられる三条大宮というのは、平安時代後期の康和五年（一一〇三）に「今年始以三条大宮、為列見辻」とされて以来、還幸の際に三基の神輿が列座するところ、「列見辻」として知られる、還幸のスポットである。幕府は、そのような場での喧嘩の再燃を恐れていたわけだが、さいわい、このときには、駕輿丁同士の喧嘩はおこらなかった。

ところが、大宮駕輿丁は、別のものたちと喧嘩をおこすことになる。というのも、『師郷記』六月一四日条に、「於路次、大政所駕与丁与師子舞喧嘩出来、師子切駕与丁之間、駕与丁不昇神輿致訴訟、仍遅々云々、彼駕与丁ハ蛤商売輩云々」と記されており、大宮駕輿丁が師子舞（獅子舞）と喧嘩をしたということが知られるからである。

この師子舞も田楽・王の舞とならんで、中世の神輿渡御に供奉する芸能としてはよく知られた存在であるが、なぜ駕輿丁と彼らとが喧嘩になったのかについてはわからない。ただ、今回の喧嘩については、祇園社のほうでも記録が残されているので、そちらのほうもみてみることにしよう。

文安三年六月十四日、大政所還御時、師子、大宮駕輿丁ハマククリウリ（船光）ヲ切ル、則三条大宮御輿ヲサヘテ訴訟申問、社家ト当職京極殿・多賀ノ出雲・同筑前殿・同将監殿、大宮へ行向テ、師子ヲ罪科スヘキ由、請文沙汰アテ御輿奇了、

これは、『祇園社記』第一三におさめられる『文安三年社中方記』という記録の一部であるが、『師郷記』の伝える記事とほぼ同内容のことが記されていることがわかる。ただ、どちらかといえば、この『文安三年

社中方記』のほうが、ややくわしく、それによれば、師子舞との喧嘩によつて、仲間を切られた大宮の駕輿丁は、神輿を三条大宮に捨て置くと同時に、「訴訟」をおこなったということが読みとれる。

これまでみてきたように、祇園社まであと少しという距離であったならば、侍所は、なんとかして神輿を祇園社まで移動させたであろうが、三条大宮といえば、ここからがむしろ還幸の本番という場所であった。

そのため、ここから駕輿丁以外のものたちに神輿を引かせてゆくことは、祭礼の体裁を保つためにもできなかったであろう。すぐさま、祇園執行や侍所頭人京極持清、あるいは所司代多賀氏らが現場にかけつけ、師子を罪科に処することに決した。

結局、神輿は、無事、祇園社へもどったようだが、ただ、神輿渡御自体の開始時間が、もともと夕刻であったので、『師郷記』六月一四日条が伝えるように、「神幸遅々及夜陰」ぶことになった。

今回の喧嘩の経過というのは、おおよそ以上のようなことであったが、ここで注目されるのは、喧嘩という、一般的には、すぐにどちらか一方を罪科に問うことのむずかしいことがらであったにもかかわらず、師子舞のほうがただちに罪科に処せられることになったという事実である。

なぜそのようになったのかといえば、その理由は、おそらくただひとつ、そうしなければ、還幸が終わらない、つまりは祇園会を無事に終えることができないということと幕府も祇園社もなにより懸念したからであろう。

大宮駕輿丁が罪科に問われなかったということもそのためだったと思われるが、このことを含め、これまででも、駕輿丁が、喧嘩をおこしたことや、あるいは神輿を捨て置いたこと自体について、罪に問われた形跡がみられないことからすれば、やはり神輿は駕輿丁でなければ、昇ぐことはできないという不文律やタブーなどがあったと考えられる。

その意味からすれば、駕輿丁にとっては、神輿を捨て置くという行為は、きわめて効果的な示威行動であったといえる。

このような神輿をつかった示威行動としては、山門延暦寺の鎮守、日吉社の神輿を山門大衆や神人らが京都の為政者のもとに振り捨てる、「神輿振り」が有名であるが、それとの違いは、駕輿丁の場合、史料でみるかぎりでは、喧嘩という事象をぬきにして、神輿を捨て置くということがみられない点である。

それは、駕輿丁をめぐる喧嘩というのが、祇園会の中で起こっていかおこりえなかったという、考えてみれば、ごくあたりまえの前提があったためだが、しかしながら、祭礼の最中だけに、駕輿丁のかかわる喧嘩というのは、それも神威を帯びたものとして認識されていた可能性は高いであろう。

実際、応永三四年六月一四日の喧嘩のときには、同時に、『満濟准后日記』が「此時分京与白川イムヲ沙汰出、以外大戦、白川者当座三人死、京者又両三人死、手負及数百人云々」と伝えているように、「イムチ」＝印地＝飛磔も打たれている。

この飛磔が、「神意性・呪術性」を帯びたものとして、「祭や嗷訴のさいの飛磔、それに関連した殺傷は、(中略)本来罪に問われることがなかった」とすれば、それと喧嘩とを同一線上に考えることも可能だからである。

もともと、同時に、注意しておかなければならないのは、駕輿丁がかかわる喧嘩においては、飛磔の場合とは異なり、右にみたように、喧嘩相手を罪科に問うことがあったという点である。

それは、祭礼執行の都合上、やむをえない処置であったであろうし、また、神輿渡御に同じく供奉するとはいっても、神輿を昇いでいるだけに、駕輿丁のほうがより神に近かったといえるのかもしれないが、いず

れにしても、喧嘩をきっかけに神輿を捨て置き、訴訟をおこすという行為が、駕輿丁にとっては、けつして不利にはたらくことはなかったといふことだけはまちがいないであろう。

結局、今回の場合、喧嘩相手の師子舞がただちに罪科に処されることかきめられたから、大宮駕輿丁にとっては、それで十分目的をはたしたようにもみえる。たしかに、そのことにも訴訟の目的はあったのであるが、実は、今回の訴訟には、それ以上の目的も秘められていた。それでは、その目的とはいったいなにか。

そこで注目すべきは、大宮駕輿丁のことを、『師郷記』『文安三年社中方記』ともに、「蛤商売輩」、「ハマクリウリ」と記している事実である。章をあらためて、この点についてみてゆくことにしよう。

二 大宮駕輿丁・今宮神人・蛤売

(1) 訴訟と蛤売

ところで、大宮駕輿丁である今宮神人が、実は、蛤商売もおこなっていたということは、豊田武氏の研究以来、よく知られた事実である。

もともと、その一方で、大宮駕輿丁、今宮神人、蛤売という、いわば三つの要素が、祇園会をめぐって、どのように重なりあうようになったのかという点については、かならずしもあきらかではない。

たとえば、今宮神人については、現在知られる史料のうちでは、『祇園執行日記』(『社家記録』)の建治四年(一二七八)三月一四日条に、「今宮神人一懸送之」とみえるのが、初見と考えられている。また、同記四月一一日条にも、「今宮神人一百進之」とみえ、この時期に、今宮神人が祇園社と接点をもっていたということはわかる。しかし、これでは、

今宮神人がいったいどのような活動をしていたのかについてはわからない。

一方、元弘三年（一二三三）五月二四日の年紀をもつ内蔵寮領等目録という史料には、「一、今宮供御人、上洛之時、蛤一鉢進之」とみえ、上洛した際には、今宮神人が内蔵寮に蛤を進納していたことがわかる。ここからは、今宮神人が蛤商売をおこなっていたということがわかると同時に、供御人でもあったことがわかる。

そして、『祇園執行日記』正平七年（一二五二）六月一四日条に、「今宮駕輿丁五十余人参」とみえるので、少なくともこのころには、駕輿丁となっていたことがあきらかとなる。

このように、大宮駕輿丁と今宮神人と蛤売という三つの要素が史料のうえで登場してくるのは、はやくても鎌倉末期・南北朝期であったというところ、しかも、そのおのおのあいだには微妙な時間差があったというところについては、確認しておく必要がある。

もともと、右のことと大宮駕輿丁自身の認識とでは、いくぶんズレがあったようである。というのも、文安二年（一四四五）五月に大宮駕輿丁がみずからの来歴を語った史料¹⁸というのが残されているからである。

その史料は、部分的に欠けるところもあって、読みとりにくい箇所も少なくないのだが、煩瑣をいとわず、その全文を引用してみるとつぎのようになる。

謹言上

抑祇園社大宮加与町蛤売申

右子細者、当社開発神人也、本座数二十五人、於天下四十八色商売之内、何をも売事不仕候、殊以応永二十八年丑并当職京極殿被仰水、七日御祭礼既可有御延引間、先之并当職京極殿被仰付、洛中之材木商始河原へ被召出、浮橋可渡雖有御下

知、猶以不事行候条、其時我々一命捨、七日之成申間、則八王子・少将井之神輿¹⁹当職之御勢を被副、神幸被成申候事者、一向蛤売之知無異論候、されハ、左様之預御感候歎、七日・十四日風立仕、在所三町御合力²⁰拜領仕、于今致勿論候、御管領細川巖栖院殿之御代也、今度さいか殿号上意、東寺口之新関²¹すゑ、結句在々所々、神人売物、任雅意被押取事、歎之中歎不可過之候、所詮、先規為社家沙汰、此旨公方之被入御耳、乱監²²を可被停、預御下知候者、可畏入候、猶以如今者、御祭礼等之所役不可勲候、仍此旨為預御披露、粗言上如件、

文安二年五月 日

加与町等

右を一覧してもわかるように、不思議と肝心な部分だけが欠けているように思われるが、それはそれとして、ここに書かれてあることを整理してみるとおおよそつぎのようになる。

(A) 大宮駕輿丁である蛤売は、祇園社の「開発神人」であり、「本座」の員数は二五人であった。

(B) 応永二八年（一四二二）の祇園会は、「洪水」がおこったため、七日の神幸が「御延引」ときめられたが、侍所頭人の「京極殿」は、洛中の材木商人を河原に召して、「浮橋」をつくるように命じた。しかし、それはうまくゆかなかった。そうしたところに、大宮駕輿丁である蛤売が命をかけて、（おそらく、洪水のなか大宮を渡したので）、八王子・少将井も侍所頭人の加勢を得て、河原を渡り、無事、神幸がおこなわれた。これも、蛤売がいたればこそ実現できたのであって、それについて、「異論」をはさむものはだれもない。(C) そして、その賞として、「在所三町」を「拜領」し、それは今も知行している。「細川巖栖院殿」は細川満元が管領のときのことであった。

(D)ところが、今度、「さいか殿」^① 雑賀殿が「上意」と号して、「東寺口之新関」を構えたため、神人である蛤売の荷物も押し取られてしまった。これ以上の嘆きは無い。どうか、このことを祇園社から、「公方」^② 將軍の耳に入れ、その「乱監」^③ 濫妨をとどめるよう「下知」をくだしてほしい。今のような状況がつけば、祇園会の「所役」をつとめることもできないであろう。

(A)から(D)に整理した内容のうち、本題にあたるのが、(D)であり、この部分に説得力をもたせるために、そのまえの部分が記されているわけだが、ところが、ここに記されている内容をそのまま信用してもよいのかといえば、やや躊躇せざるをえない。

たとえば、(A)のところで、大宮駕輿丁である蛤売は、祇園社の開発神人とされているが、この点については、祇園社に残される記録などで確認することはできない。むしろ、開発神人として知られているのは、(B)に登場する材木商人^④ 堀川神人のほうで、それは、鎌倉時代末期の元亨三年(一三三三)に祇園執行晴頭によって記された『社家条々記録』^⑤などに、元慶三年(八七九)、「以材木商人等被補神人、^{左右方}是最初神領根本神人也」とみられることから確認できるのである。

しかも、その(B)に記される応永二八年の洪水というのも、すでに春田直紀氏がふれられているように、事実とはいえない。というのも、たとえば、伏見宮貞成の日記『看聞日記』^⑥ 六月七日条をみると、そこには、「晴、祇園会如形云々」と記されており、天候も晴天であったため、神幸も無事とりおこなわれたということが確認できるからである。

さらにいえば、応永二八年時点での侍所頭人は、「京極殿」ではなく、一色義範であることがあきらかであるから、これもあやまりということになる。

もつとも、このような(B)の内容とは無関係に、(C)に記される「在所三町」を「拝領」したというのは、事実と考えられる。たとえば、それは、豊田氏がふれられているように、『撰津名所図会』^⑦ 卷三に、「京師四条油小路に蛭子宮あり、社前に井あり、蛭子水といふ、今宮村蛭子宮の拝領地といふ」とみえるし、また、さきにもふれた今宮村に残された記録にも、「一、京都四条通油小路^⑧ 入所南側、間口拾三間余、北側、間口廿三間余之処、今宮邨先祖之者共拝領屋敷地^⑨ 御座候、依之例年六月私共地子米三斗宛請取来候」とみえるからである。

当該の場所は、戦国期以降の町名でいえば、下京の石井筒町の一角にあたるが、当地にあった井戸については、「むかし祇園祭の御輿を、大阪の難波から昇きに来た若者が手水に必ず使う井戸であった。都花月名所に蛭子水とあるのはこれである。石の井桁があつたので、町名も石井筒町といった。その井戸の位置も、今は四条通りの電車線路となつている。傍にあつた社を元蛭子といい、今は油小路通り四条下るの民家の内に移っている」という民俗学からの報告も知られている。

このように、右に引用した史料の内容には、ただちに信用できない部分も少なくないのであるが、ただ、そのようなことを記してもなお主張せざるをえなかったのが、(D)であった。そして、この史料の年紀が文安二年であるということにあらためて注目してみると、前章の最後にみた訴訟との関係というものがみえてくる。

もつとも、さきの訴訟は文安三年のことであり、文安二年とは一年とはいえ、年代がズレるようにも思われる。しかし、実は、文安三年のときにも、同じような訴訟がおこなわれていた。つぎが、それにかかわる史料である。

(a)

祇園社駕輿丁申洛中蛤商売役事、及神事違乱之上者、可被止催促之由

候也、仍執達如件、

文安三

六月五日

(飯尾奉行)
真妙
(飯尾)
為数

初井備後入道殿^㉔

(b)

祇園社駕輿丁申洛中蛤商売役事、依及神事違乱、可被止催促之旨、任御奉書、可成敗仕之由候間、其段申付所也、仍状如件、

文安三

六月六日

慈照判

当社執行^㉕

(c)

観地院御料所洛中蛤商売役事、及祇園社神事違乱之上者、可被閣之由候也、仍執達如件、

(文安三年カ)

六月十二日

(雑賀)
直行判
(斎藤)
基恒判

借宿六郎左衛門尉殿

桜田和泉入道殿^㉖

(a)・(c) は、ともに室町幕府奉行人連署奉書案で、(b) も、差出が不明確なもの、幕府関係者による文書案であろう。内容は、ほとんど同じで、神事が違乱におよんではいけないので、「祇園社駕輿丁」^㉗大宮駕輿丁の訴えにより、「洛中蛤商売役」の催促をやめるよう幕府が命じたということになる。

右の史料の日付をみると、いずれも少将井駕輿丁との喧嘩(六月七日)、あるいは師子舞との喧嘩(六月一四日)より前の日付となるから、

顔面どおりうけとれば、喧嘩がおこるより前に、大宮駕輿丁は、訴訟をおこなっていたということになる。

しかし、それにもかかわらず、右の史料の内容が履行されなかったの、いわば実力行使におよんだ結果というのが、二度にわたる喧嘩と神輿を捨て置くという行為であったと理解できるのかもしれない。

もつとも、右のような文書が、六月七日・一四日より前に、幕府からだされている以上、「洛中蛤商売役」の催促停止という目的はすではたし、その余波をかっておこされた結果というのが、二度にわたる喧嘩だったと解釈することもできる。

しかしながら、これらはいずれも文書の日付と文書発給日とが同一であるという前提にたつたうえでの話であり、もし、それらにズレがあったとすればどうなるだろうか。祭礼以前に訴訟をおこなっていたにもかかわらず、幕府から色よい返事を得られなかった大宮駕輿丁が、二度にわたっておこった喧嘩にかこつけ、還幸の際には、神輿を捨て置くという示威行動にうってでたと理解することはできないだろうか。

実際、さきにくわしくみた、文安二年の年紀をもつ申状の日付も祭礼以前の五月であったし、また、右の文書のいずれにも、「及神事違乱之上者」、「依及神事違乱」、「及祇園社神事違乱之上者」と記されていることからわかるように、文書をだし、しかも祭礼の執行を保証しなければならぬ、幕府にとつても、体面上、祭礼以後の日付を記すわけにはいかなかったと考えられるからである。

このように、現在知られる史料だけでは、複数の可能性を留保せざるをえないというのが実状であるが、ただ、いずれにしても、大宮駕輿丁による訴訟の目的というのが、喧嘩相手を罪科に処すだけではなかったということは、以上の検討からあきらかといえよう。

(2) 洛中蛤商売役

ところで、文安三年段階で大宮駕輿丁が、訴訟によってその催促をとどめた、「洛中蛤商売役」であるが、実は、これ以前の史料のなかは、その存在を確認することはできない。つまり、文安三年以降にみられる可能性が高いもののだが、それだけに、不明確な点も少なくない。

たとえば、(c)では、「観地院御料所」とみえるが、この「観地院」が、もし「感神院」＝祇園社だったとしても、その催促停止を「借宿六郎左衛門尉」「桜田和泉入道」といった人物に命じるということにも違和感が感じられる。

実際、このふたりの人物ともに、祇園社の関係者のなかには見あたらず、しかも、「借宿」という人物のほうは、「幕府の下級官人」である「御末衆」のひとりとしてその名字を見いだすことができるからである。

明応元年(一四九二)ころに成立したとされる、「大名外様奉公方之着到」という史料^②によれば、「借宿」の読みかたは、「カシユク」であったということがわかるが、彼ら「御末衆」のすぐあとには、末尾として小舎人・雑色らが記されており、その地位は、小舎人・雑色とさほどかわらなかつたこともわかる。

もつとも、名字が共通するというだけで、「借宿六郎左衛門尉」が、「御末衆」であったと断定することはもちろんできない。しかし、このことに注目して、(a)をあらためてみると、そこにも幕府関係者の名を見いだすことができる。

しかも、こちらの「初井備後入道」のほうは、「借宿」の場合とは大きく異なり、たとえば、ほぼ同時期の文安六年(一四四九)の史料に、「酒屋、土倉、日銭、味噌屋等役銭、就催促、以玄良下書、御倉初井備後入道納之」とみえることからわかるように、「御倉」、あるいは、

「將軍家に直属した本来の意味での公方御倉」としてその名の知られた初井そのひとであった。

ここで、初井という、幕府財政にかかわる公方御倉が登場してくる以上、「洛中蛤商売役」の収納先もまた、幕府においてほかに考えられないことになる。したがって、「洛中蛤商売役」とは、幕府がこの時期に課そうとした「商売役」だったということになるが、このことを念頭に置いて、文安二年の大宮駕輿丁申状の(D)の部分であらためてみると、全体の構造というのもおぼろげながらもえてきそうに思われる。

なぜなら、このとき、「上意」と号して、東寺口に新関を構え、蛤売の荷物を押し取った、「さいか殿」＝雑賀殿もまた、(c)において、「借宿」らに対して奉書をだした幕府奉行人、雑賀直行であったという可能性が浮上してくるからである。

おそらく、「洛中蛤商売役」の実態とは、この雑賀が「東寺口之新関」でおこなったような行為に類似するものであったにちがいない。そして、「借宿」らは、この雑賀の下にあって、その実務にあたっていたのであろう。(c)にみられる「可被閣」ということばが、その関係を物語っているように思われるが、もしそうであるならば、(c)の年紀というのも、文安三年より、文安二年のほうが適当であり、また、「観地院」も、「感神院」＝祇園社ではなく、幕府関係の寺院や人物を意味したと考えられよう。

いずれにしても、これらのことによって、幕府は、公方御倉初井の倉に収納すべく、大宮駕輿丁＝今宮神人に対して課そうとした、「洛中蛤商売役」の催促停止をみずからに命じるという奇妙な事実が浮かびあがってくるわけだが、なぜこの時期に、幕府がこのような動きをみせたのかといえ、おそらくそれは、この数年前におこった嘉吉の徳政一揆によって、洛中の土倉が甚大な被害をうけ、それにとまって、幕府財政

を支える土倉役も危機状況に陥ったということが関係しよう。すでに早島大祐氏^②によってあきらかにされているように、幕府は、危機に陥った土倉役の補填として、酒屋役や「諸商売役」の徴収強化に乗り出すことになるが、「洛中蛤商売役」というのもまた、そのような財政再建の一環として選択された公算は高い。

実際、「納銭方」「納銭方一衆」のことばでも知られる、「納銭」というのも、土倉役や酒屋役だけをさすのではなく、それらを含めた「諸商売役」のこととされており、「洛中蛤商売役」にみられる「商売役」ということばにもその共通性が感じられる。また、おりしもこの時期にかぎって、「納銭」が、通常の土倉方一衆ではなく、政所寄人によって収納され、羽井の倉におさめられていたという事実とも符合するからである。

以上のことから、本稿では、「洛中蛤商売」が、「諸商売役」の一部であったと考えるものであるが、しかしながら、結局のところ、その「洛中蛤商売役」は、大宮駕輿丁^③今宮神人^④蛤売の抵抗にあい、あつけない撤回に追いこまれることになった。しかし、それは同時に、蛤売としての今宮神人の商売が、幕府の関心を呼ぶほどに、洛中においては活発になされていったということを裏返すものといえよう。

なお、このときの訴訟による実績というのは、こののちも大きな効果をもたらしたようである。たとえば、享徳二年（一四五三）六月に「鶴殿関」において「関役」が課せられた際にも、幕府は、追って「礼明」^⑤することを表明しているし、また、康正三年（一四五七）六月に、「六角町」において「晝屋六郎左衛門男」が、「蛤課役」「蛤商売課役」を違乱しようとしたことに対しても、「先々更不致沙汰」、「其綺」の停止を命じているからである。

ここにみえる「蛤課役」「蛤商売課役」が、「洛中蛤商売役」とどのよ

うな関係があったのかという点についてはさだかではないが、今宮神人の蛤商売に対する課税という動きが、絶えることなくあったことがうかがえる。と同時に、「六角町」で違乱があったということは、蛤商売が、中世京都最大の生魚市場として知られる下京の「六角町」でもおこなわれていたということの方がわかるものといえよう。

この康正三年からちようど一〇年後の応仁元年（一四六七）、京都を舞台に大規模な戦争がおこることになる。応仁・文明の乱である。この応仁・文明の乱によって、祇園会は停止に追いこまれることになるが、その影響は、当然、今宮神人にもおよびこととなった。

それでは、乱以降、つまりは戦国時代における今宮神人の実態とは、どのようなものだったのだろうか。次章では、商人としての側面に注視しつつ、ひきつづきみてゆくことにしよう。

三 戦国時代の今宮神人—商人としての—

（一）蛤売から「魚物商売」へ

ところで、応仁元年に勃発した応仁・文明の乱にともない、祇園会は、明応九年（一五〇〇）六月に再興されるまで、三三年にわたり停止に追いこまれる。その間、山鉾巡行も神輿渡御もおこなわれなかったため、今宮神人が大宮駕輿丁としてその所役をはたす場面も当然、三三年間なかったことになる。

それでは、この間、今宮神人は、京都へやって来なかったのかといえれば、実はそうではなかった。たとえば、神人としての動きは確認できないものの、供御人としての動きについては、御厨子所供御人を支配する内蔵頭山科家の雑掌大沢氏の日記『山科家礼記』^⑥に、断片的ながらもみ

ることができるからである。

もつとも、『山科家礼記』文明一八年（二四八六）六月二五日程では、「不知行所々事」のひとつとして、「一、粟津・今宮供御人申事」と記されているから、山科家においても、その把握に苦心していたようすが読みとれる。

ただし、『山科家礼記』延徳元年（二四八九）一〇月一四日程に、「一、今宮供御人かさめ甘はい出之」、また、延徳三年（二四九二）三月七日程には、「一、いま（今宮者）やはまくり少出也」とみえ、その関係が修復されたようすがわかる。そして、『山科家礼記』延徳四年（二四九二）二月一三日条には、「一、今宮はまくり売ひこ二郎色々わび事申、年々公事銭三十疋（三）免、今宮へ折昏出候、請文ひこ二郎仕候也、如先々毎年代二百文・はまくり三おけ・かさめ甘ハイ・（海老）ゑひ（三）でも今日定候也」という記事を見いだすこともできる。

ここで登場する「今宮はまくり売ひこ二郎」が、今宮供御人（今宮神人）が、蛤の人のなかで、どのような位置にあつたのかについてはさだかではないが、この記事で注目されるのは、公事銭とともに、「はまくり三おけ・かさめ甘ハイ」、あるいは「ゑひ」を「如先々」進納することになったという事実である。

これによつて、この時期においても、今宮供御人（今宮神人）が、蛤のほかにも、擁剣（がぎめ）や海老を京都へ運びこんでいたということがうかがえるが、それらは、当然、商売物の一部と考えられるから、商売もおこなっていたことが考えられるからである。

しかも、興味深いのは、蛤・擁剣・海老という三種類の魚介類が、すぐる明徳二年（一三九二）六月の段階で、淀の「魚市問丸等」とのあいだで、「はらこもりにてしほつけ候ハぬをハ、いろいろをなさす候」として、塩物ではない、生ものであれば、その商売を認めるとされた、「ゑ

ひ」「かさめ」「かい」「はまくり」のうち三種類と合致する点である。

今宮神人（今宮供御人）が、応仁・文明の乱をはさんでもなお、ひきつづき京都において商売をおこなっていたという事実が知られるが、三三年の空白を経て祇園会再興が実現されるにいたつて、ふたたび大宮駕輿丁としての動きもみせるようになる。

祇園社大宮駕輿丁撰津国今宮神人等申魚物商売事、從往古、為座中相着問丸、令売買之処、依当会退転、近年恣不及座中之沙汰、直買取之、致商売云々、事実者、太無謂、既及神事違乱上者、如先規、致沙汰、可専神役之旨、堅可被加下知之由候也、仍執達如件、

文亀式

六月七日

（麻尾）清房

（松田）頼亮

当社執行御房（三）

右は、明徳九年の再興から三年後の文亀二年（一五〇二）にだされた室町幕府奉行人連署奉書であるが、その内容は、おおよそつぎのようになる。

大宮駕輿丁である今宮神人の「魚物商売」は、「往古」より「座中」として「問丸」に（荷物を）おろして売買をおこなってきた。ところが、「当会退転」（三） 祇園会が三三年間、退転していたために、「近年」は「座中之沙汰」を経ないで、「直」に「買取」をして商売する族があらわれようになった。けしからぬことである。

すでに、「神事」に「違乱」をきたしている以上、今宮神人が「先規」のように、「沙汰」をいたし、「神役」をつとめることができるよう、幕府としても「下知」をくだすものである、と。

一見すると、その内容は、応仁・文明の乱以前から、今宮神人がおこなってきたことかのようにみえるが、よくよく考えてみると、これ以前

の史料において、今宮神人が、蛤売以外に「魚物商売」をおこなっていたという形跡はみられない。また、「座中」や「問丸」の存在も確認することができない。

つまりは、右にみえる内容というのは、残された史料だけからいえば、応仁・文明の乱の最中に立ち上がってきたものか、あるいは、この時期、新たに主張をはじめたことであつた可能性が高いのである。

この点については、これまでの研究でも、とくに注意がはらわれてこなかったが、ただ、右のような幕府奉行人連署奉書がだされている以上、この文亀二年に、右のような今宮神人の主張が認められたということだけはまちがいないであろう。そして、それが認められるにいたつた理由もまた、六月七日という日付が示しているように、「及神事違乱」ことをなにより幕府が懸念したからにはかならなかつた。

もともと、今宮神人による「魚物商売」というのは、やはりそれ以前のありかたと抵触するものであつたらしい。というのも、この直後に、「淀魚市関務中」によつて、「去十四日神事無為之条、同十五日令下向之處、可取公事錢之旨申之、彼神人等悉為当所留置」という事態がおこつているからである。

淀魚市関務中による行為は、さきにふれた明德二年のことを踏まえたものと考えられるが、それゆえ逆に、今宮神人の「魚物商売」が、さだめられた蛤・擁剣・海老以外の魚介類や、あるいは塩物などを含んだものであつたということがうきぼりとなる。

しかしながら、結局、これも、「随神役參洛候間、且叵測神慮者歟、殊先々不致其沙汰之上者、速可勘過之」という旨の幕府奉行人連署奉書が、六月一九日付で「淀魚市関務中」に対してだされているので、今宮神人の主張のほうに軍配があがることとなつた。

そして、この文亀二年の成果は、それ以降も大きな効果をもたらして

ゆくようになる。たとえば、文亀三年（一五〇三）六月においても、「大宮駕輿丁訴訟事」について、幕府は、「無余日之間、於子細者、追而被遂糺明」という奉行人連署奉書をだしているし、また、永正九年（一五二二）六月にも、今宮神人の主張する「雑色魚物商売」について、「任彼等申旨、被成奉書」という奉行人連署奉書がだされているからである。

(2) 「魚物商売」と祇園会

ところが、このような今宮神人の「魚物商売」にも、突然、歯止めがかけられることとなる。

定 魚類振売本座商売物

- 一、海河魚貝物并鑑物以下、不謂洛中洛外、可商売事、
- 一、江州粟津座商売物、任先規於魚棚対諸商人、可商売事、付、振物新儀共小売可停止事
- 一、今宮四座商売物、擁剣・蛤・編海老、此外一切可停止事、

右条々、被定置畢、若有違犯之族者、速可被処嚴科由、所被仰下也、仍下知如件、

永正十三年十二月十四日

(斎藤時基)
上野介藤原朝臣在判

(松田長秀)
前丹後守平朝臣在判

右は、永正一三年（一五一六）一二月にだされた、幕府奉行人連署下知状であるが、その様式からみて、禁制のようになつてかわれたものである。冒頭にみえる「魚類振売本座」というのは、すでに春田氏が指摘されているように、別の史料に「振売六角町・今町等商人」とみえる商人のことと考えられる。したがって、この幕府による定も、「魚類振売本

座」Ⅱ「振売六角町・今町等商人」の訴訟にともなうてだされたと考えられるが、注目されるのは、「今宮四座」Ⅱ今宮神人の商売物が、この時点において、「擁剣・蛤・編海老」に限定されてしまったという事実である。

これによって、これまで今宮神人が積みあげてきた「魚物商売」にかかわる実績というのが一挙に否定され、いわば明徳二年のときへと逆戻りしてしまったことになるからであるが、それでは、なぜ、この永正一三年になって突然、今宮神人は、このような後退を余儀なくされてしまったのであろうか。

この点については、春田氏を含めて、先行研究ではふれられていないが、ここで、注目すべきと考えられるのが、右の定がだされた年月日、すなわち永正一三年二月一四日というものである。というのも、この年の祇園会は、通常の六月にはおこなわれず、延引され、ようやく追行されたのが、一〇月一四日であったという事実が確認できるからである。^④

実は、このように、祇園会が通常の六月におこなわれず、延引と追行をくり返してゆくというのが、戦国期の特徴であるが、それだけに、在京せず、毎年、摂津国からやってくる今宮神人にとっては、さらなる混乱をもたらしていたことは必至である。

しかも、思いかえせばわかるように、今宮神人の訴訟というのは、通常の六月以前、あるいはその直前におこなわれることによって、大きな効果を発揮してきた。

しかし、それは、祭礼がおこなわれる期日、つまり式日が一定であるということを前提とした話であって、幕府からくだされる文書の日付というのも、そのため、つねに六月であったわけだが、ところが、式日が一定しないということになると、話は別となる。間隙をぬって、競争相手に訴訟にうってでられたとしても、今宮神人は、おそらく対応するこ

とができなかったと考えられるからである。

そのことを念頭に、さきの定の日付をみてみると、祇園会が追行された一〇月一四日からかぞえてちょうど二ヶ月後にあたる。このころには、今宮神人は、駕輿丁役という点においても、また、蛤商売という点においても、京都を離れている可能性が高く、そのため、「魚類振売本座」Ⅱ「振売六角町・今町等商人」による訴訟に対応することができなかった結果というのが、さきの定であったと考えられるのである。

このことを裏づけるように、通常どおりに祇園会がおこなわれた永正一五年六月においては、幕府は、「淀郷沙汰人中」に対して、「於当津関所納楚留置」かれた「祇園社摂州今宮駕輿丁」を、「今日還幸之条、神事違乱之基、不可然、不移時刻可勘過之」という奉行人連署奉書をくだしている。

このときは、今宮神人がこれまでのように対応することができたという事実を読みとることができるが、いずれにしても、戦国期においては、祇園会式日の混乱によって、それまでは強みとなっていたようなことが、一転して弱点となるということがおこっていたのである。

しかも、幕府は、これよりさき、永正九年（一五一一）四月二日に「一、就諸社祭礼以下神事訴訟事、付、法会等可准之於向後者、廿日以前令言上者、可致披露、若此日限之内、及訴訟者、雖為理運、不可有其沙汰矣^⑤」という法令もさだめていた。

この法令が懸念している「諸社祭礼以下神事」というのが具体的にどのような祭礼神事を対象としているのかということについては、これだけではわからないが、おそらくは、その前年永正八年（一五一一）に「日吉祭礼」が延引されたため、祇園会もまた月迫（年末）まで延引、ついに越年してしまったということなどが、その背景にあったと考えられる。^⑤

ちなみに、永正八年の分の祇園会は、右の法令がさだめられた翌月の五月二三日に追行された。しかも、この年は、式日の六月七日・一日にも祇園会が執行されたので、一年に二度、祇園会がおこなわれるという異常事態にもなっていたが、いずれにしても、このような式日の混乱をおこしている祇園会について訴訟をおこなおうとする今宮神人にとっては、苦しい状況になっていた可能性は高いであろう。

また、明応九年（一五〇〇）の再興後、永正期以降とくに式日は混乱をみせてゆくようになるが、表1をみてもわかるように、戦国期以降、喧嘩の記事が極端に見いだしにくくなるのもおそらく無関係ではないと考えられる。

したがって、これまでどおりのやりかたが通用しないのはあきらかでも、これ以上の後退をしないためにも、今宮神人には、別の対応というものがせまらることになった。そして、そのようななか、今宮神人が選択した対応というのが、つぎのようなものであったのである。

飯四左

一、祇園社駕輿丁撰州今宮神人等申状 大永二 六 五 （河村四郎左衛門形） 西

右魚物商買事、帯繪旨、自往古為此方洛中問丸江相付之処、働非分之族、恣致商買之条、堅可令停止之旨、数度被成御下知畢、猶以守先例、可致專座中之沙汰之由、被成下御成敗者、忝存、弥可奉遂神幸無事之節者也云々、⁵⁴

これは、『賦引付』に記された、今宮神人による大永二年（一五二二）の申状であるが、一見すると、これまでの主張とさほどの変化がみられないように思われる。ただ、しかし、そのなかに一点だけ、これまでの史料ではみられない文言がはいっていた。その文言とは、すなわち、「帯繪旨」というものである。

もつとも、ここにみえる繪旨というのが、具体的にどのようなものであ

ったのかという点については、これだけではわからない。ただ、さきにもふれたように、今宮神人は、供御人でもあったので、彼らが繪旨を所持していたとしてもなんの不思議はない。また、ここまでみてきた史料というのは、大宮駕輿丁としての今宮神人の動きにかかわるものであるから、繪旨など供御人としてのありかたにかかわる文書もちだしてこなかったというのも、むしろ当然である。

しかし、そうであるだけに、逆に、右の申状が、異例なものであったということがうきほりとなってくる。つまり、今宮神人は、これまで意識してつかい分けしてきたであろう、神人と供御人というありかたを、訴訟においては、重ねあわせて主張するという新たな対応のしかたを選択しはじめたことが、ここからは読みとれるのである。

その結果、今宮神人は、六月六日の日付でもって、右の申状の内容を追認する幕府奉行人連署下知状を獲得している。⁵⁵ これによって、今宮神人は、後退を余儀なくされていた「魚物商買」への復帰をはたすことになったわけだが、おりしも、この大永二年の祇園会が式日どおりにおこなわれたということも、プラスにはたらいたことであろう。

もつとも、このような動きに対しては、「魚類振売本座」⁵⁶ 「振売六角町・今町等商人」も、すぐさま反応した。というのも、同じ年の一月に、「魚類商売座衆等申状」が、幕府に提出されているからである。

しかも、副進文書として、「禁札正文一枚」、つまり、例の永正一三年一二月に幕府よりだされた定の「正文」がそえられているので、念頭にあったのが今宮神人の動きであったことはうたがいないであろう。

残念ながら、このときの申状がどのように扱われたのかという点については、さだかではないが、大永五年（一五二五）には、「魚類本座商人」が「今宮之魚物荷物」を押領し、幕府からその「返付」を命じられたものの、「程経之間、取散」してしまったため、「只今代物式千疋」の「進

納」によって、決着をはかろうとしていたことなどが知られているので、かならずしも「魚類販売本座」には有利にはたらかなかったと考えられる。

その一方で、今宮神人のこの新たな対応というのは、その後、さらに進化をとげていったようである。たとえば、永禄三年（一五六〇）一月、今宮神人は、幕府奉行人連署下知状を得ているが、その文面には、「祇園社大宮駕輿丁撰津国今宮神人等申、往昔以来、致売買之業、被停止浦々閑泊往反之煩、禁裏御厨子所供御人并当社神人之条、勤其役、無妨」とみえ、「禁裏御厨子所供御人并当社神人」、つまり神人と供御人とが併記されるさまも見てとれるからである。

しかも、興味深いのは、これよりさき、弘治三年（一五五七）四月には、今宮神人が、後奈良天皇綸旨も獲得している点で、実は、永禄三年の下知状にみえる文面のかなりの部分も、これに依拠したものであった。

このように、今宮神人は、新たに綸旨を入手することによって、神人と供御人との一体化ということをさらに既成事実としてゆこうとする動きをみせていたことがわかるが、それから三年後の永禄七年（一五六四）一月には、さきの永正一三年（一五一六）の定にも登場してきた「粟津座」とのあいだにも、一定の棲み分けを実現するにいたる。

禁裏供御人并日吉神人粟津座事、為内侍所御役、万雑役免除之上者、東西南北無其煩、閑渡津料・市公事・所質無之、次撰州今宮神人祇園会供御人致数日逗留、恣令商賈云々、太不可然、所詮、至祇園会両日四日外、堅被停止之訖、早可被当座中存知由、所被仰下也、仍下知知件、

永禄七年十二月廿七日

散位三善朝臣

（撰津門）
掃部頭

祇園会神輿駕輿丁と今宮神人

右の文書自体は、「粟津座」の申請によってだされたものであるが、この「粟津座」と「魚類販売本座」とが密接な関係にあることが知られている以上、ここで問題となっているのが、「魚物商売」であることはあきらかである。そして、その「魚物商売」にかかわる「粟津座」の特権を認めたとというのが、文書の内容となるが、注目されるのは、ここで、「撰州今宮神人祇園会供御人」の商売についても、「至祇園会両日四日外、堅被停止之」ことが読みとれる点である。

従来の研究では、この「至祇園会両日四日」という部分をもって、今宮神人の商売の限界というものが読みとられてきた。たしかに、一見すると、そのように読みとるのが普通ではあるが、しかし、これまでの経過を踏まえてみるならば、むしろ逆に、この「至祇園会両日四日」という期間においては、「魚物商売」が今宮神人に対して無条件で認められているということのほうに注目すべきであろう。

それはすなわち、今宮神人の「魚物商売」が、この間、着実に前進を上げていたということをうかがわせると同時に、これまでしばしば問題とされてきたような、魚介類、あるいは荷物の種類による棲み分けではなく、祇園会にかかわる期間による棲み分けというものを「粟津座」とのあいだで実現させていたということが認められるからである。

ここにも見える「至祇園会両日四日」という期間が、具体的にどれだけの日数であったのかという点についてはさだかではないが、式日の混乱するなかにあつて、神幸と還幸のおこなわれた「両日」プラスアルファで、「数日」におよばない「四日」ということになる。

したがって、それは、けっしてながい期間とはいえないが、しかし、応仁・文明の乱以降、蛤壳から「魚物商売」へと拡大を模索しつつづけてきた、商人としての今宮神人＝大宮駕輿丁がようやく獲得した、時限的かつ安定的な商圏でもあったのである。

おわりに

戦国時代、混乱をきわめた祇園会の式日は、元亀二年（一五七二）を境として安定化してゆくことになる。元亀二年といえ、織田信長によって山門延暦寺が焼討された年であるが、実は、祇園会の式日を混乱させてきた、もつとも大きな要因というのも、このとき信長によって主な攻撃対象とされた山門大衆（衆徒と山徒）の存在にほかならなかつたからである^⑧。

このように、織田政権の時代、祇園会は、ようやく安定的におこなわれるようになっていたわけだが、そのようななかであって、今宮神人がどのような動きをみせていたのかという点については、いまひとつわからない。

ただ、天正九年（一五八二）六月、信長の家臣で所司代であった村井貞勝がつぎのような文書をだしているの、永禄年間のこととさほど状況はかわっていないと思われる。

祇園社大宮駕輿丁撰津国今宮神人致売買之業事、任御代々繪旨并御下知之旨、可専朝役・神役之状如件、

天正九 村井春長軒

六月七日 貞勝（花押）

撰州闕郡

今宮惣中^⑨

そして、これからほぼ一年後に本能寺の変がおこり、つぎの秀吉の時代へと移ってゆくことになるが、実は、この豊臣政権の時代における状況というのは、史料に乏しく、さらにわからないことばかりというのが現状である。

ところが、その豊臣家が滅ぶ二年前の慶長一八年（一六一三）になる

と、ふたたびつぎのような史料を見いだすことができるようになる。

祇園社大宮駕輿丁撰津国今宮神人等事、任御代々証文旨、令諸役免許
訖、弥守先例、可致専神役之由、依仰、下知如件、

慶長拾八年二月日

伊賀守源朝臣（板倉勝重）^⑩（花押）

右は、江戸幕府の初代京都所司代として知られる板倉勝重の下知状で、その文面は、村井貞勝のものと同じようにみえる。ただし、ここでも一点だけ、異なるところがあつた。それは、村井貞勝のほうにみえる「売買之業」という文言が、板倉勝重のほうにはみられないということである。

天正九年から慶長一八年までのおよそ三〇年余りの空白がなにを意味するのか、それをあきらかにすることはむずかしいが、ただ、これまでの経過を踏まえるならば、この「売買之業」という文言がみられなくなつたという事実が、今宮神人にとって、きわめて重大な変化であつたことはまちがいないであろう。逆から見れば、その変化してしまつたものこそが、中世の今宮神人にとって、祇園会や駕輿丁がもたらしたもっとも重要な意味合いであつたのである。

はじめにでもふれたように、これ以降、今宮神人は、慶応四年（一八六八）にいたるまで所司代の交替ごとに、右の板倉勝重下知状とほぼ同文言の下知状を獲得しつづけるとともに、大宮駕輿丁としての所役をつとめつづけてゆくこととなる。しかし、その下知状のいずれにも、もはや「売買之業」という文言を見いだすことはできない。

このようにして、今宮神人は、近世以降、純粹に「神役」をつとめる「神人」として、祇園会との関係を維持しつづけることとなつたのである。

注

- ① 天和三年閏五月七日付祇園社中口上書案（『祇園社記』第二四、増補統史料大成『八坂神社記録』三）。「祇園社記」については、東京大学史料編纂所写本も参照とした。
- ② 元禄八年五月一八日付社務執行室寿院祐円口上書案（『八坂神社文書』三三〇号）。「八坂神社文書」については、京都府立総合資料館写真帳も参照とした。
- ③ 豊田武「祇園社をめぐる諸座の神人」（『経済史研究』第一八卷六号、一九三七年、のちに同『座の研究 豊田武著作集第一卷』吉川弘文館、一九八二年）。
- ④ 春田直紀「漁業と水運の地域的展開—今宮魚貝商人の京都進出—」（『大阪府漁業史』大阪府漁業史編さん協議会、一九九七年）。
- ⑤ 拙著『中世京都の都市と宗教』（思文閣出版、二〇〇六年）。
- ⑥ 『廣田神社文書』（東京大学史料編纂所写本）。
- ⑦ 『撰津名所図会』（古典籍刊行会、一九七五年）。
- ⑧ 『続群書類従』補遺一。
- ⑨ 三枝暁子「南北朝期における山門・祇園社の本末関係と京都支配」（『史学雑誌』第一一〇編一号、二〇〇一年）。
- ⑩ 増補史料大成。
- ⑪ 『師郷記』（史料纂集）嘉吉二年六月一四日条。
- ⑫ 文安三年六月一四日付室町幕府奉行人連署奉書案（『祇園社記』第一六）。
- ⑬ 『本朝世紀』（新訂増補国史大系）康和五年六月一四日条。
- ⑭ 下坂守「坂本の馬借と神輿振り（上）（下）」（『京都市史編さん通信』一七九・一八〇号、一九八四年）、同「堅田大貢と坂本の馬借」（北西弘先生還暦記念会編『中世社会と一向一揆』吉川弘文館、一九八五年）。
- ⑮ 網野善彦「中世の飛騨について」（『民衆史研究』一三三号、一九八二年、のちに同『異形の王権』平凡社、一九八六年）。印地については、中沢厚「つぶて ものと人間の文化史44」（法政大学出版局、一九八一年）参照。
- ⑯ 『八坂神社記録』一。
- ⑰ 元弘三年五月二四日付内藏寮領等目録（京都大学文学部古文書室写真帳「宮内庁書陵部所蔵文書」一）。
- ⑱ 文安二年五月日付大宮駕輿丁等申状案（『八坂神社文書』一一七九号）。
- ⑲ 注④春田氏前掲論文も、同じような作業をされているが、収載された書籍の性格上、史料も引用されていないので、ここではよりくわしく検討をおこなってみた。
- ⑳ 『八坂神社記録』二。
- ㉑ 『続群書類従』補遺二。
- ㉒ 「京都便覧 侍所頭人」（京都市編『京都の歴史』10 年表・事典』学芸書林、一九七六年）。
- ㉓ 井上頼寿『改訂京都民俗志』（東洋文庫、一九六八年、初出は、一九三三年）。なお、石井筒町については、五島邦治『石井筒町記録』について—織田信長による下京焼き討ち前後の京都の町—（『史園』二輯、二〇〇〇年、のちに同『京都 町共同体成立史の研究』岩田書院、二〇〇四年）参照。
- ㉔ 文安三年六月五日付室町幕府奉行人連署奉書案（今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇』上、思文閣出版、一九八六年、三〇一号）。
- ㉕ 文安三年六月六日慈照書下案（『祇園社記』第一六）。
- ㉖ （文安三年カ）室町幕府奉行人連署奉書案（同右）。
- ㉗ 丹生谷哲一「室町幕府の下級官僚機構について」（『大阪教育大学紀要』第Ⅱ部門三〇巻三号、一九八二年、のちに同『検非違使—中世のけがれと権力—』平凡社、一九八六年）。
- ㉘ 今谷明「『東山殿時代大名外様附』について」（『史林』第六三卷六号、一九八〇年、のちに同『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年）。
- ㉙ 『斎藤基恒日記』（増補統史料大成）文安六年四月二日条。
- ㉚ 下坂守「中世土倉論」（日本史研究会史料部会編『中世日本の歴史像』創元社、一九七八年、のちに同『中世寺院社会の研究』思文閣出版、二〇〇一年）。
- ㉛ 文安四年四月二九日に亡くなった、足利義教の「御本妻」である日野宗子は、義教没後、「観智院」と号していたが（『建内記』文安四年四月、

紙背文書)、あるいは、この「観智院」と「観地院」とが関係あるのかも
 しない。そうすれば、「御料所」ということばがつかわれていることも
 理解しやすくなる。

③② 早島大祐「足利義政親政期の財政再建」(『史林』第八二巻五号、一九
 九九年)、同「中世後期社会の展開と首都」(『日本史研究』四八七号、二
 〇〇三年)。ともに、のちに同『首都の経済と室町幕府』(吉川弘文館、
 二〇〇六年)に所収。

③③ 注③①下坂氏前掲論文参照。

③④ 同右。

③⑤ 享徳二年六月一四日付室町幕府奉行人連署奉書案(『八坂神社文書』一
 一八〇・一一八一号)。

③⑥ 康正三年六月六日付室町幕府奉行人連署奉書(『新修八坂神社文書』中
 世篇』九二号)、康正三年六月一四日付室町幕府奉行人連署奉書案(『祇
 園社記』第一六)。

③⑦ 史料纂集。

③⑧ 明徳二年六月日付魚市問丸等請文(内閣文庫所蔵「山科家古文書」)。

③⑨ 文亀二年六月七日付室町幕府奉行人連署奉書案(『新修八坂神社文書
 中世篇』一四〇号、『祇園社記』第一六)。

④① 注④春田氏前掲論文は、「今宮神人の商売が一五世紀の半ばまでは「蛤
 売」と呼ばれていたのが、「魚物商売」へと呼称を変化させている点」に
 注意されており、その点は、卓見である。ただ、その一方で、「文亀二年
 にはこの流通独占の状態にも陰がさしはじめて」とされているのは、
 文亀二年の奉行人連署奉書の内容を額面どおりうけとったうえでの理解
 であり、そうなると、応仁・文明の乱以前から今宮神人が「魚物商売」
 をおこなっていたことになる。しかし、それを裏づける史料は、現在の
 ところ確認することはできていないし、また、これ以降の動きをみるか
 ぎり、今宮神人による「魚物商売」は、この時期からそう遠くない段階
 に本格的にはじめられたと考えるのが妥当ではないだろうか。

④② 文亀二年六月一九日付室町幕府奉行人連署奉書案(『八坂神社文書』一
 一八二号)。

④③ 同右。

④④ 文亀三年六月五日付室町幕府奉行人連署奉書案(『新修八坂神社文書
 中世篇』一四四号、『祇園社記』第一六)。

④⑤ 永正九年六月七日付室町幕府奉行人連署奉書案(『祇園社記』第一六)。

④⑥ 永正一三年一二月一四日付室町幕府奉行人連署下知状案(『政所方引
 付』、佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第二巻『室町幕府法』岩
 波書店、一九五七年)。

④⑦ 享禄二年一二月一四日付室町幕府奉行人連署下知状案(『東京大学史料
 編纂所影写本「古文書集」一)。なお、注④春田氏前掲論文では、『京都
 大学所蔵文書』として、同年紀の文書を採用されているが、「振売六角町
 等商人」となっている。

④⑧ 注⑤拙著『中世京都の都市と宗教』第一部第二章参照。

④⑨ 同右。

④⑩ 永正一五年六月一四日付室町幕府奉行人連署奉書案(『八坂神社文書』
 二九六号)。

④⑪ 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第二巻『室町幕府法』追加
 法。

④⑫ 注④参照。

④⑬ 同右。

④⑭ 同右。

④⑮ 『別本賦引付』四(桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』上巻、近
 藤出版社、一九八〇年)、『大日本史料』第九編之一六、大永二年六月六
 日条。

④⑯ 大永二年六月六日付室町幕府奉行人連署下知状(『東京大学史料編纂所
 影写本「今宮村文庫文書」』、同上文書案(『八坂神社文書』一一八四号)。

④⑰ 『別本賦引付』四。

④⑱ 『大館常興日記紙背文書』(桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』上
 巻)。

④⑲ 永禄三年一二月一〇日付室町幕府奉行人連署下知状(『今宮村文庫文
 書』)、同上案(『八坂神社文書』一一八八号)。

④⑳ 弘治三年四月一〇日付後奈良天皇諭旨(『今宮村文庫文書』)、同上案
 (『八坂神社文書』一一八七号)。

- ⑥0 永禄七年二月二七日付室町幕府政所執事加判下知状案（京都大学総合博物館所蔵「古文書集」）。
- ⑥1 大山喬平「供御人・神人・寄人」（『日本の社会史 第6巻 社会的諸集団』岩波書店、一九八八年、のちに同『ゆるやかなカースト社会・中世日本』校倉書房、二〇〇三年）。
- ⑥2 注④7参照。
- ⑥3 天正九年六月七日付村井貞勝判物（東京大学史料編纂所影写本「廣田神社文書」）。
- ⑥4 慶長一八年二月日付板倉勝重下知状（「今宮村文庫文書」）。
- ⑥5 今宮神人に宛ててだされた京都所司代下知状を一覧表にした表2参照。

（奈良大学文学部助教授）

（付記）史料の閲覧をご許可いただいた関係諸機関に対して、記して感謝の意をあらわしたいと思います。

表2 京都所司代下知狀一覽

	西曆	年・月・日	文書名	典 拠
1	1613	慶長18・2・	板倉勝重下知狀	今宮村文庫文書・八坂神社文書1192
2	1620	元和6・2・	板倉重宗下知狀	今宮村文庫文書・八坂神社文書1193
3	1656	明曆2・4・	牧野親成下知狀	今宮村文庫文書・八坂神社文書1194
4	1671	寛文11・12・28	永井尚庸下知狀案	八坂神社文書1195
5	1677	延宝5・6・15	戸田忠政下知狀案	八坂神社文書1196
6	1682	天和2・7・27	稲葉正通下知狀案	八坂神社文書1197
7	1686	貞享3・6・18	土屋政直下知狀案	八坂神社文書1198
8	1688	貞享5・9・22	内藤重頼下知狀案	八坂神社文書1199
9	1691	元禄4・8・27	松平信興下知狀案	八坂神社文書1200
10	1692	元禄5・9・21	小笠原長重下知狀案	八坂神社文書1201
11	1697	元禄10・9・21	松平信庸下知狀案	八坂神社文書1202
12	1715	正徳5・7・3	水野忠之下知狀案	広田神社文書
13	1718	享保3・11・朔	松平忠周下知狀案	八坂神社文書1203
14	1728	享保13・9・3	牧野英成下知狀案	広田神社文書
15	1734	享保19・11・11	土岐頼稔下知狀案	広田神社文書
16	1743	寛保3・4・朔	牧野貞通下知狀案	広田神社文書
17	1750	寛延3・3・15	松平資訓下知狀案	広田神社文書
18	1752	宝曆2・8・25	酒井忠用下知狀案	広田神社文書
19	1756	宝曆6・10・26	松平輝高下知狀案	広田神社文書
20	1759	宝曆9・8・16	井上正経下知狀案	広田神社文書
21	1761	宝曆11・9・28	阿部正右下知狀案	広田神社文書
22	1765	明和2・2・5	阿部正允下知狀案	広田神社文書
23	1770	明和7・6・29	土井利里下知狀案	広田神社文書
24	1778	安永7・2・3	久井広明下知狀案	広田神社文書
25	1782	天明2・2・22	牧野貞長下知狀案	広田神社文書
26	1785	天明5・2・7	戸田忠寛下知狀案	広田神社文書
27	1788	天明8・9・23	松平乗完下知狀案	広田神社文書
28	1789	寛政元・閏6・	太田資愛下知狀案	広田神社文書
29	1797	寛政9・4・	堀田正順下知狀案	広田神社文書
30	1799	寛政11・5・	牧野忠精下知狀案	広田神社文書
31	1802	享和2・2・	土井利厚下知狀案	広田神社文書
32	1804	文化元・8・	稲葉正謙下知狀案	広田神社文書
33	1807	文化4・5・	阿部正由下知狀案	広田神社文書
34	1809	文化6・7・	酒井忠進下知狀案	広田神社文書
35	1816	文化13・2・	大久保忠真下知狀案	広田神社文書
36	1819	文政2・2・	松平乗寛下知狀案	広田神社文書
37	1823	文政6・3・	内藤信教下知狀案	広田神社文書
38	1825	文政8・12・	松平康任下知狀案	広田神社文書
39	1827	文政10・7・	水野忠邦下知狀案	広田神社文書
40	1829	文政12・5・	本庄宗発下知狀案	広田神社文書
41	1831	天保2・11・	太田資始下知狀案	広田神社文書
42	1834	天保5・10・	松平信順下知狀案	広田神社文書
43	1837	天保8・10・	土井利位下知狀案	広田神社文書
44	1838	天保9・9・	間部詮勝下知狀案	広田神社文書
45	1841	天保12・2・	牧野忠雅下知狀案	広田神社文書
46	1851	嘉永4・3・	内藤信親下知狀案	広田神社文書
47	1852	嘉永5・5・	脇坂安宅下知狀案	広田神社文書
48	1858	安政5・4・	本多忠民下知狀案	広田神社文書
49	1859	安政6・3・	酒井忠義下知狀案	広田神社文書
50	1863	文久3・2・	牧野中恭下知狀案	広田神社文書
51	1863	文久3・11・	稲葉正邦下知狀案	広田神社文書
52	1865	慶応元・閏5・	松平定敬下知狀案	広田神社文書
53	1868	慶応4・5・27	神祇官辞令	八坂神社文書1204